

6. (支払機での通帳による貯金の払戻し)

(1) 通帳によるこの貯金の払戻しについては、次により取り扱うほかこの規定の他の条項および(IC)キャッシュカード規程の条項を準用します。

- ① 原則として当信漁連がJF マリンバンク(漁協)(IC)キャッシュカードを発行している個人の貯金者に限り当信漁連および当信漁連の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。)を使用して、この通帳によりこの貯金の払戻しができます。
- ② 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻し請求書の提出は必要ありません。
- ③ この通帳を失った場合には、第9条により、直ちに貯金者から書面によって当店に届け出てください。この届け出をうけたときには、直ちに通帳およびJF マリンバンク(漁協)(IC)キャッシュカードによる払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当信漁連は責任を負いません。
- ④ 前項の届出のまえに、通帳を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届け出てください。
- ⑤ 暗証を変更する場合には、直ちに貯金者から書面によって当店に届出るか、支払機により操作し、届出てください。この届出の前に生じた損害については当信漁連は責任を負いません。
- ⑥ 通帳は他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
- ⑦ 当信漁連が通帳の電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用された通帳を当信漁連が交付したものであるとして処理をし、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して払戻しをしたうちは、通帳または暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当信漁連および当信漁連は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造通帳によるものであり、通帳および暗証の管理について貯金者の責に帰すべき事由がなかったことを当信漁連が確認できた場合の当信漁連の責任についてはこの限りではありません。

7. (自動支払い等)

この貯金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この貯金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金等の自動受取口座として指定することはできません。

8. (利息)

- (1) この貯金の利息は、毎日の最終残高(受け入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除きます。以下同じです。)1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎月1回、当信漁連所定の日に、この貯金に組入れます。
- (2) この貯金の利息を計算するときの適用する利率は次のとおりとします。なお、利率

- (1) 当信漁連は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当信漁連がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当信漁連が認める場合、当信漁連は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当信漁連に申し出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当信漁連はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより、この貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当信漁連が解約の通知の届出のあった氏名、住所にあてて発送したときに解約されたものとします。
 - ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当信漁連からの確認に応じない場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当信漁連はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当信漁連が取引を継続することが不適切である場合には、当信漁連はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が以下のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団

- B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当信漁連の信用を毀損し、または当信漁連の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この通帳が、当信漁連が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当信漁連は、この貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当信漁連に申し出てください。この場合、当信漁連は、相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当信漁連が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、当信漁連に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当信漁連に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当信漁連に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当信漁連に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当信漁連に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当信漁連の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当

- ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
- ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当信漁連が入出金の予定を把握することができるものに限り、） 当該入出金が行われた日または入出金が行われなかった日

20（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連が承諾したときは、貯金者は、当信漁連に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当信漁連に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当信漁連は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当信漁連がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当信漁連に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとし、

21.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当信漁連は、この規定の各条項および前記第15条第4項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2021.04.01)